

■外貨定期預金規定■

1. (取扱店の範囲)

この預金は、取引店のほか取引店以外の当行店舗（一部の店舗を除きます。）でも預入れまたは払出しができます。ただし、一部の場合において取引店以外でお取引できないこともあります。

2. (リーフロの取扱い)

この預金を通帳・証書を発行しないリーフロとして取扱う場合には、この預金の取引明細は当行が作成する預金取引明細表に記載して交付しますので、「預金取引明細帳」またはその他のファイルにとじ込んで保管してください。

3. (取扱日)

この預金は、取引店の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れまたは払戻しができないことがあります。

4. (預入)

この預金に預入れる通貨の種類はアメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）のみとします。ただし、現金、小切手による預け入れはできません。なお、本邦通貨で受入れる場合には、受入金を当行店頭に表示（掲示、備置等による方法を含みます。以下同じ）する外国為替相場により買取ったうえで、米ドルをもって預入れるものとします。また、最低預入額は、1 米ドルとします。

5. (払戻)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ証書を取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して取引店に提出してください。
- (3) この預金は、預金者の払戻請求に応じて、所定の利率で計算した元利金を米ドルにて払戻いたします。ただし、小切手による支払いはできません。また、現金による払戻請求があった場合には、払戻金を当行店頭に表示する外国為替相場により買取ったうえで、本邦通貨をもって支払うものとし、本邦通貨以外の現金

による支払いは取扱いません。

- (4) 払戻しの際に預金者から米ドル以外の通貨をもって支払うべく請求があった場合には、当行は払戻金の全部またはその一部を、当行店頭に表示する外国為替相場により買取ったうえで、本邦通貨をもって払戻すことができるものとします。

6. (適用外国為替相場)

- (1) この預金の預入時および払戻時に米ドルと本邦通貨との売買を行う場合は、当行店頭に表示する外国為替相場により取扱うものとします。この適用外国為替相場の取引条件について、いったん合意したうへは、その取引実行の前後を問わず変更または取消はできません。
- (2) 前項にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて当該取引条件の変更または取消に応じる場合には、これにより発生する一切の手数料、費用、損害金等は預金者が負担するものとします。

7. (満期日の取扱い方法)

- (1) この預金の満期日の取扱いについては、預入れ明細ごとに「自動継続扱い」「自動解約扱い」のいずれかを選択することができます。
- (2) 満期日の取扱い方法の変更を希望される場合は、満期日2営業日前までに当行所定の申込書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうへ、通帳または証書とともに提出してください。

8. (自動解約)

自動解約扱い分については、満期日に自動的に解約となり、元本と利息をあらかじめ指定された預金口座（同一通貨建または円貨建の口座）へ入金します。あらかじめ指定された口座が円貨建口座の場合は、満期日における当行所定の外国為替相場により元金および利息を円貨換算します。

9. (自動継続)

- (1) 自動継続扱い分は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。継続した預金についても同様とします。
- (2) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）の前営業日までにその旨を当行所定の書面にて申出てください。この場合において、この預金は、申出時点における次の満期日以降に利息とともに支払います。
- (3) 自動継続扱い分の満期日における利息は後記(5)の型別取扱い方法のとおり、あらかじめ指定された元利継続型、利息受取型の区分に応じ取扱います。継続を停止した場合における満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替日の前日

までの日数について、解約日または書替日における当行店頭に表示する外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (4) 自動継続した場合、継続した預金の利率は書替日における当行所定の利率によるものとします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (5) この預金の自動継続扱いの満期日における型別取扱い方法は次のとおりとします。

- ① 元利継続型…元金と利息を合わせ、前回と同一の期間の預金に自動継続します。
- ② 利息受取型…元金は前回と同一の期間の預金に自動継続し、利息は、あらかじめ指定された預金口座（同一通貨建または円貨建の口座）へ入金します。あらかじめ指定された口座が円貨建口座の場合は、満期日における当行所定の外国為替相場により利息を円貨換算します。

10. (利息)

- (1) この預金の付利単位は1米ドルとします。また、利息計算における年日数については、この預金口座の開設時にご選択いただくことにより年360日または年365日とします。
- (2) この預金の利息は通帳、証書または預金取引明細表に記載の利率（継続後の預金については前記9(4)の利率）を適用し、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数によって計算するものとします。
- (3) 自動継続を停止した場合の満期日以降の利息は、支払請求日に当行店頭に表示する外貨普通預金利率を適用し、満期日から当該支払日の前日までの日数により計算のうえ支払うものとします。
- (4) この預金を前記5条(1)により、この預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息は預入日（継続したときは継続日）から解約日の前日までの日数および解約日に当行店頭に表示する外貨普通預金利率によって計算するものとします。

11. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳、証書または印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳、証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (3) 当行が通帳、証書を再発行するときは、当行所定の手数料をいただきます。
- (4) 預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。
預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法により届出てください。

1 2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項をただちに書面によって取引店に届出てください。
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項をただちに書面によって取引店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人の選任がされている場合にも前2 項と同様にただちに書面によって取引店に届出てください。
- (4) 前3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にただちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5) 前4 項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 3. (印鑑照合)

- (1) 通帳、証書、払戻請求書および諸届出書類に使用する印鑑（または署名）はあらかじめ取引店に届出てください。
- (2) 通帳、証書、払戻請求書および諸届出書類その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 4. (差引計算等)

- (1) 預金者に万一著しく信用を害する事態が発生した場合には、当行は預金者の負担するすべての債務の弁済期が到来したものとみなし、いつでも当行所定の方法によりこの預金を当該債務と相殺することができるものとします。なお、相殺する反対債権が米ドル建以外のものである場合には、相殺時における本件預金の元利金を、前記5. の外国為替相場により当該通貨に換算のうえ相殺するものとします。
- (2) 前項の場合には、この預金を、期日のいかんにかかわらず払戻しのうえ、いつ

でも当行所定の方法で、預金者の債務の弁済に充当することができるものとします。なお、預金者の当該債務が米ドル建以外のものである場合には、本件預金の元利金につき、前項と同様の換算手続を行ったうえで弁済に充当するものとします。

15. (手数料等)

- (1) この預金の預入ならびに払戻に際しては、当行所定の手数料、費用等をいただく場合があります。
- (2) 前記11. で発生する費用、損害金等についても前項と同様とし、払戻請求書なしでこの預金から引落とします。

16. (譲渡、質入等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳・証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

17. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ）と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は届出印を押印（または署名）してただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預

金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず当行が負担するものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (適用法令等)

- (1) この預金に関する一切の取引は、外国為替に関する諸法規に準拠するものとします。
- (2) この規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、万一この預金ならびにこの規定に関し紛争が発生したときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとします。

以上